

感推第237号
令和5年5月26日

一般社団法人岐阜県医師会長
一般社団法人岐阜県病院協会長

様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナ対応医療機関への設備整備支援について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に位置づけられ、これにより発熱患者などを診療できる幅広い医療機関による医療提供体制へ移行することになりました。

このため、県では、新型コロナに対応する医療機関の維持・拡大を図るための取組として、医療機関が発熱患者等の診療又は入院受入を行うに当たり必要となる設備整備に対する支援を別紙「新型コロナ対応医療機関への設備整備支援について」のとおり行います。

貴会におかれましては、幅広い医療機関による医療提供体制への移行に係る設備整備支援について貴会会員に広く周知していただくとともに、幅広い医療機関による医療提供体制への移行に引き続きご理解、ご協力を願いいたします。

なお、各外来医療機関（県内の全医療機関）、各入院医療機関、各保健所に対し、別添（写）のとおり通知しておりますことを申し添えます。

感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今 西	担 当	小 西
電話番号	058-272-1111 (内線3348)		

新型コロナ対応医療機関への設備整備支援について

種類	外来		入院																																				
補助金名	外来対応医療機関確保事業費補助金	外来対応医療機関設備整備費補助金	入院医療機関設備整備費補助金																																				
補助概要	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備を支援する。	外来対応医療機関が行う設備整備を支援する。	新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関が行う設備整備を支援する。																																				
補助対象医療機関	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	新型コロナ患者を診療した実績がある外来対応医療機関	新型コロナ患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナ患者入院受入医療機関																																				
補助の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定時に外来対応医療機関の指定を受けていなくても補助対象となるが、結果的に指定を受けなかった場合は、補助対象外となること。 ・少なくとも、令和5年度中は指定が継続されない場合は、補助対象外となること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から令和5年9月30日までに新型コロナ患者を診療した実績があること。 ・交付決定時に診療実績がなくても令和5年9月30日までに診療実績があれば補助対象となるが、結果的に9月30日までに診療実績がなかった場合は補助対象外となること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から令和5年9月30日までに新型コロナ患者を受け入れた実績があること。 ・交付決定時に受け入れ実績がなくても令和5年9月30日までに受け入れ実績があれば補助対象となるが、結果的に9月30日までに受け入れ実績がなかった場合は補助対象外となること。 																																				
補助対象設備 ・上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初度設備等*</td> <td>1施設当たり 500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*令和5年3月10日以降に生じた経費であり、具体的な対象経費の例は次のとおり</p> <p>(ア) 患者案内のための看板の設置料 (イ) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 (ウ) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 (エ) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 (オ) 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</p>	設備の種類	上限額	初度設備等*	1施設当たり 500,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)</td> <td>1施設当たり 905,000円</td> </tr> <tr> <td>HEPAフィルター付パーテーション</td> <td>1台当たり 205,000円</td> </tr> <tr> <td>個人防護具</td> <td>医療従事者1人当たり 3,600円</td> </tr> <tr> <td>簡易ベッド</td> <td>1台当たり 51,400円</td> </tr> <tr> <td>簡易診療室及び付帯する備品</td> <td>実費相当額</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	上限額	HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円	HEPAフィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円	個人防護具	医療従事者1人当たり 3,600円	簡易ベッド	1台当たり 51,400円	簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初度設備費</td> <td>1床当たり 133,000円</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器及び付帯する備品*</td> <td>1台当たり 5,000,000円</td> </tr> <tr> <td>個人防護具</td> <td>医療従事者1人当たり 3,600円</td> </tr> <tr> <td>簡易陰圧装置</td> <td>1床当たり 4,320,000円</td> </tr> <tr> <td>簡易ベッド</td> <td>1台当たり 51,400円</td> </tr> <tr> <td>体外式膜型人工肺及び付帯する備品*</td> <td>1台当たり 21,000,000円</td> </tr> <tr> <td>簡易病室及び付帯する備品</td> <td>実費相当額</td> </tr> <tr> <td>HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)</td> <td>1施設当たり 905,000円</td> </tr> <tr> <td>HEPAフィルター付パーテーション</td> <td>1台当たり 205,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「人工呼吸器及び付帯する備品」、「体外式膜型人工肺及び付帯する備品」は、重症患者用の病床を有しており、かつ、さらなる整備が必要な場合等整備が必要な理由がある医療機関を対象とする</p>	設備の種類	上限額	初度設備費	1床当たり 133,000円	人工呼吸器及び付帯する備品*	1台当たり 5,000,000円	個人防護具	医療従事者1人当たり 3,600円	簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円	簡易ベッド	1台当たり 51,400円	体外式膜型人工肺及び付帯する備品*	1台当たり 21,000,000円	簡易病室及び付帯する備品	実費相当額	HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円	HEPAフィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円
設備の種類	上限額																																						
初度設備等*	1施設当たり 500,000円																																						
設備の種類	上限額																																						
HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円																																						
HEPAフィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円																																						
個人防護具	医療従事者1人当たり 3,600円																																						
簡易ベッド	1台当たり 51,400円																																						
簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額																																						
設備の種類	上限額																																						
初度設備費	1床当たり 133,000円																																						
人工呼吸器及び付帯する備品*	1台当たり 5,000,000円																																						
個人防護具	医療従事者1人当たり 3,600円																																						
簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円																																						
簡易ベッド	1台当たり 51,400円																																						
体外式膜型人工肺及び付帯する備品*	1台当たり 21,000,000円																																						
簡易病室及び付帯する備品	実費相当額																																						
HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円																																						
HEPAフィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円																																						
補助率	10 / 10																																						
補助対象経費	令和5年3月10日から令和5年9月30日までに生じた経費	令和5年5月8日から令和5年9月30日までに生じた経費	令和5年5月8日から令和5年9月30日までに生じた経費																																				

(写)

感推第237号
令和5年5月26日

各外来医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症患者の外来診療に対応する医療機関への
設備整備支援について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に位置づけられ、これにより発熱患者などを診療できる幅広い医療機関による外来診療体制へ移行することになりました。

このため、県では、外来対応医療機関の維持・拡大を図るための取組として、外来診療に対応する医療機関が発熱患者等の診療を行うに当たり必要となる設備整備に対する支援を下記のとおり行います。

希望する医療機関におかれましては、下記により申請いただきますようお願いします。

記

1 対象補助金

- (1) 岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業費補助金
- (2) 岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備費補助金

2 補助概要

別添「新型コロナ対応医療機関への設備整備支援について（外来）」のとおり

3 提出期限（1（1）及び（2）共通）

令和5年 6月15日（木） （1次締切）
7月18日（火） （2次締切）
8月15日（火） （3次締切）
9月15日（金） （4次締切）
10月16日（月） （5次締切）

※今後、10月まで1ヶ月単位で締切日を設定していく予定です。

4 提出先（1（1）及び（2）共通）

【住所】〒500-8570 岐阜県庁

【宛先】感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係 宛

【メールアドレス】c11237@pref.gifu.lg.jp

【提出方法】郵送又はメールにて

- 5 提出書類（1（1）及び（2）共通）
- ① 交付申請書（第1号様式）
 - ② 経費所要額内訳書（別紙一ア）
 - ③ 設備整備事業費内訳（別紙一イ）
 - ④ 設置理由・場所、用途、効果、必要数量の根拠等を記載した書類（③に記載するほか、任意様式でも可）
 - ⑤ 見積書の写し等
 - ⑥ その他参考となる書類（設計書、設計図、商品カタログ等）
 - ⑦ 口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票（通帳の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が確認できる箇所）を併せて提出してください。）
- ※提出書類①～④は、記載例を参考に作成してください。
- ※提出書類①～③、⑦の様式は以下の県HPに掲載されていますのでダウンロードして使用してください。<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/291708.html>
- 6 補助金の交付決定（1（1）及び（2）共通）
- ご提出いただいた申請書により補助対象となるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関には「交付決定通知書」を郵送します。
- 7 事業実績報告書の提出（1（1）及び（2）共通）
- 補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月5日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。
- 【提出先】上記4と同じ
- 【提出方法】郵送又はメールにて
- 【提出書類】① 事業実績報告書（第6号様式）
- ② 経費所要額精算書（別紙一ア）
 - ③ 設備整備支出済事業費内訳（別紙一イ）
 - ④ 契約書、検収調書、領収書の写し及び写真（個人防護具は除く）等
- ※提出書類①～③は記載例を参考に作成してください。
- ※提出書類①～③の様式は以下の県HPに掲載されていますのでダウンロードして使用してください。
- <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/291708.html>
- 8 補助金の額の確定（1（1）及び（2）共通）
- ご提出いただいた事業実績報告書により審査を行い、その結果、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認められた場合は、当該医療機関に対し交付すべき補助金の額の確定を通知します。
- 9 請求書の提出及び交付（1（1）及び（2）共通）
- 補助金の額の確定通知を受領した医療機関におかれでは、すみやかに請求書を提出してください。指定の口座に請求額を振り込みます。
- 【提出先】上記4と同じ

【提出方法】郵送又はメールにて

【提出書類】請求書（第7号様式）

※請求書様式は以下の県HPに掲載されていますのでダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/291708.html>

10 留意事項

- (1) 上記1(1)の補助金の交付決定を受けた医療機関は、すみやかに外来対応医療機関の指定を受け、少なくとも令和5年度中は継続すること。なお、結果的に指定を受けなかった場合や、令和5年度中に指定が継続されなかった場合は、補助金を返還いただくことになること。
- (2) 補助を受けた医療機関は、積極的に新型コロナウイルス感染症患者の診療を行うこと。
- (3) 補助を受けた医療機関は、診療実績等を確実にG-MISに入力すること。
- (4) 個人防護具について、まずはG-MISを活用した個人防護具が不足する医療機関からの緊急配布要請に対する配布対応による調達を検討すること。そのうえで、新たな購入が必要な場合は補助を申請してください。
- (5) 上記1(2)の補助金の交付決定を受けた医療機関で令和2年度以降、診療実績がない場合は、令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れること。なお、結果的に9月30日までに診療実績がなかった場合は、補助対象とはならないため、補助金を返還いただくことになること。
- (6) 本補助金により30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した場合は、内容によって補助金の全部又は一部を返還いただくことになること。
- (7) 令和5年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（0円の場合を含む。）は、令和7年6月15日までに第5号様式を知事に提出すること。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合は返還いただくことになること。
- (8) 同一の物品等に対して、本補助金と他の補助金を重複して受け取ることはできないこと。

（添付書類）

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業費補助金交付要綱
- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備費補助金交付要綱
- ・Q&A
- ・記載例

感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今 西	担 当	小 西
電話番号	058-272-1111（内線3348）		

(写)

感推第237号
医整第232号
令和5年5月26日

各入院医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長
岐阜県健康福祉部医療整備課長

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入に対応する医療機関への
設備整備支援について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に位置づけられ、限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しました。

このため県では、入院受入医療機関の維持・拡大を図るための取組として、入院患者の受入を行うに当たり必要となる設備整備に対する支援を下記のとおり行います。

希望する医療機関におかれましては、下記により申請いただきますようお願いします。

記

1 対象補助金

岐阜県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金

2 補助概要

別添「新型コロナ対応医療機関への設備整備支援について（入院）」のとおり

3 提出期限

令和5年 6月15日（木） （1次締切）
7月18日（火） （2次締切）
8月15日（火） （3次締切）
9月15日（金） （4次締切）
10月16日（月） （5次締切）

※今後、10月まで1ヶ月単位で締切日を設定していく予定です。

4 提出先

【住所】〒500-8570 岐阜県庁

【宛先】感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係 宛

【メールアドレス】c11237@pref.gifu.lg.jp

【提出方法】郵送又はメールにて

5 提出書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 経費所要額内訳書（別紙一ア）
- ③ 設備整備事業費内訳（別紙一イ）
- ④ 設置理由・場所、用途、効果、必要数量の根拠等を記載した書類（③に記載するほか、任意様式でも可）
- ⑤ 見積書の写し等
- ⑥ その他参考となる書類（設計書、設計図、商品カタログ等）
- ⑦ 口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票（通帳の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が確認できる箇所）を併せて提出してください。）

※提出書類①～④は記載例を参考に作成してください。

※提出書類①～③、⑦の様式は以下の県HPに掲載されていますのでダウンロードして使用してください。<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/298138.html>

6 補助金の交付決定

ご提出をいただいた申請書により補助対象となるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関には「交付決定通知書」を郵送します。

7 事業実績報告書の提出

補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月5日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

【提出先】上記4と同じ

【提出方法】郵送又はメールにて

- 【提出書類】
- ① 事業実績報告書（第6号様式）
 - ② 経費所要額精算書（別紙一ア）
 - ③ 設備整備支出済事業費内訳（別紙一イ）
 - ④ 契約書、検収調書、領収書の写し及び写真（個人防護具は除く）等

※提出書類①～③は記載例を参考に作成してください。

※提出書類①～③の様式は以下の県HPに掲載されていますのでダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/298138.html>

8 補助金の額の確定

ご提出をいただいた事業実績報告書により審査を行い、その結果、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認められた場合は、当該医療機関に対し交付すべき補助金の額の確定を通知します。

9 請求書の提出及び交付

補助金の額の確定通知を受領した医療機関におかれでは、すみやかに請求書を提出してください。指定の口座に請求額を振り込みます。

【提出先】上記4と同じ

(写)

【提出方法】郵送又はメールにて

【提出書類】請求書（第7号様式）

※請求書様式は以下の県HPに掲載されていますのでダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/298138.html>

10 留意事項

- (1) 補助を受けた医療機関は積極的に新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れること。
- (2) 補助を受けた医療機関は、受け入れ実績及び受入可能病床数等を確実にG-MISに入力すること。
- (3) 個人防護具について、まずはG-MISを活用した個人防護具が不足する医療機関からの緊急配布要請に対する配布対応による調達を検討すること。そのうえで、新たな購入が必要な場合は補助を申請してください。
- (4) 補助金の交付決定を受けた医療機関で令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れた実績がなく、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行った実績がない場合は、令和5年9月30日までに受け入れ及び入力を行うこと。なお、結果的に9月30日までに受け入れ実績がなかった場合は、補助対象とはならないため、補助金を返還いただくことになること。
- (5) 本補助金により30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した場合は、内容によって補助金の全部又は一部を返還いただくなること。
- (6) 令和5年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（0円の場合を含む。）は、令和7年6月15日までに第5号様式を知事に提出すること。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合は返還いただくなること。
- (7) 同一の物品等に対して、本補助金と他の補助金を重複して受け取ることはできないこと。

（添付書類）

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金交付要綱
- ・Q&A
- ・記載例

（設備整備等への支援に関すること）

感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今 西	担 当	小 西
電話番号	058-272-1111（内線 3348）		

（病床確保に関すること）

医療整備課 医療整備係			
担当係長	草野	担 当	—
電話番号	058-272-1111（内線 3237）		